

事務連絡
令和2年6月26日

西宮市指定居宅介護支援事業者
西宮市指定介護予防支援事業者 各位

西宮市法人指導課長
西宮市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについて

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市の新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いにつきまして、「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについて」(令和2年3月3日事務連絡)等によりお示ししているところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく、「緊急事態宣言」が解除されたことを受け、令和2年8月1日から取り扱いを下記の通りとします。

記

1. モニタリングの実施について

原則利用者の居宅を訪問してモニタリングを実施してください。ただし、利用者の意向を確認し、確認の結果を記録した上で、居宅での面接に代えて、電話等の手段によりモニタリングを実施することも可能とします。この場合は居宅介護支援費の減算は行わないことを可能とします。

なお、必要がある場合は令和2年8月1日以前であっても感染症予防対策を徹底した上で利用者の居宅でモニタリングをしていただいて差し支えありません。

2. サービス担当者会議について

原則会議を開催してください。ただし、利用者の意向を確認し、確認の結果を記録した上で、会議の開催に代えて、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることも可能とします。この場合は居宅介護支援費の減算は行わないことを可能とします。

なお、必要がある場合は令和2年8月1日以前であっても感染症予防対策を徹底した上で会議を開催していただいて差し支えありません。

3. 期間

令和2年8月1日から(本通知の変更・廃止の際は別途通知します。)

4. その他

「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについて」（令和2年4月10日付西宮市法人指導課長ほか連名事務連絡）については本通知を新たに発出することから、令和2年7月31日をもって廃止します。

以上

【問い合わせ先】

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3082

西宮市 介護保険課

電話：0798-35-3048